

消 防 予 第 63 号
平成 31 年 2 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

火災予防条例（例）の一部改正について（通知）

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）が平成30年5月30日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）が平成31年2月28日にそれぞれ公布されたことに伴い、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）の一部を別添のとおり改正することとしました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、執務の参考とするとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 避雷設備に関する事項

不正競争防止法等の一部を改正する法律において、工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改められたことに伴い、当該改正を反映したこと。（第16条関係）

2 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項

住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、火災予防条例（例）第29条の3第1項各号又は第29条の4第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務

省令第 156 号) 第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときを追加したこと。(第 29 条の 5 関係) その他関係規定について所要の規定の整備を図ることとしたこと。

3 その他

- (1) 1 にあつては、施行期日を、平成 31 年 7 月 1 日としたこと。
- (2) 2 にあつては、施行期日を、公布の日としたこと。

(問い合わせ先)

消防庁予防課予防係

島村、柏原、岡崎

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例（例）

〇〇市（町・村）火災予防条例（昭和〇〇年〇〇市（町・村）条例第〇号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第二十九条の五第一号中「作動時間が六十秒以内」を「種別が一種」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）第三条第二項及び第三項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定は、平成三十一年七月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(避雷設備) 第十六条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第二十条第一項の日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除) 第二十九条の五 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。 一 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が七十五度以下で種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第十二条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき 二 五 (略)</p> <p>六 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十年総務省令第五十六号)第三条第二項及び第三項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき</p> <p>七 (略)</p>	<p>(避雷設備) 第十六条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除) 第二十九条の五 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。 一 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が七十五度以下で作動時間が六十秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第十二条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき 二 五 (略)</p> <p>(新設) 二 五 (略)</p> <p>六 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定は、平成三十一年七月一日から施行する。